

今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第24回）

【開催日時等】

○開催日時：平成25年7月25日（木）13：00～14：40

○場 所：総務省6階 601会議室

○出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鶴川委員、川村委員、小西委員、小室委員、坂邊委員、菅原委員、関川委員、関口委員、財務省公会計室、
東京都会計管理局、大阪府会計局、黒田大臣官房審議官、多田財務調査課長
他

【議題】

- (1) 中間とりまとめ（案）について
- (2) 今後の進め方について
- (3) その他

【配付資料】

資料1 前回（5月30日）の議論

資料2 中間とりまとめ（案）

資料3 中間とりまとめ（案）の参考資料（案）

資料4 今後の地方公会計推進のスケジュール（案）

資料5 地方公共団体の平成23年度決算に係る財務書類の作成状況等

○配付資料に関して、事務局より説明

○「中間とりまとめ（案）」に関して、事務局より説明（「資料2」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、ストックも含めた財務情報の透明化を進め、企業会計原則を前提とした地方公会計の整備を促進すると記載されているが、「中間とりまとめ(案)」に追記した方がよいのではないか。
- ・ 地方公会計における財務業績は、当期の行政サービスの提供等の費用が当期の税収等

で賄われたかを示す収支差額で表されると認識しており、「中間とりまとめ(案)」の5ページの5ポツ目については、③の部分を削除していただきたい。具体的には、「こうしたことから、地方公共団体の財務業績については、一会計期間の経常的費用がどの程度あり、それが税收等の財源によって、どのように賄われたかを示す収支差額によって表される」と修正していただきたい。あわせて、6ページの3ポツ目の「その上で」で始まる記載を削除していただきたい。また、8ページの「③純資産変動計算書」における財務業績の記載についても、同様の取扱いをお願いしたい。

- ・ 「中間とりまとめ(案)」の6ページの2ポツ目について、「どのように変動したか」とあるが、次のつながりと矛盾しないように整理する必要があるのではないかと。
- ・ 財務業績は、フローとストックの両面から見ることができると考えており、まずはフローベースで財源が効率的・効果的に使われたかどうかを説明することが第一義的にあり、その上でストックベースの増減という形で整理することができると考えている。このようなフローとストックという概念で整理して、もう少しわかりやすく「中間とりまとめ(案)」に記載した方がよいのではないかと。
- ・ 純資産が変動する要因として、損益が増減する場合と、損益計算書には計上されないが、固定資産の評価のような直接純資産が変動する場合がある。後者は、地方公共団体においてはマネジメントができない部分であり、これを財務業績に含めることに違和感があるため、マネジメントの可否といった観点でも整理した方がよいのではないかと。
- ・ 上記に対処するため、本来は純資産の部を、例えば総務省方式改訂モデルのように記載すべきと考えている。また、例えば英国では、財務業績の考え方として、オペレーティング・フィナンシャル・レビュー・ステートメントというものがあり、借金をして固定資産を形成した場合も含まれるため、今後を踏まえると、財務業績の考え方については、狭く考えない方がよいのではないかと。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」における企業会計原則については、国際財務報告基準（IFRS）との整理になると考えているが、国際公会計基準（IPSAS）が企業会計原則を前提とした地方公会計に該当するかどうかという整理は慎重にすべきであり、現状では、IPSASの議論は時期尚早ではないかと。
- ・ 先行して地方公会計を整備してきた地方公共団体の取組も尊重して、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民への説明責任や行政経営に資する財務諸表を作成することを妨げるものではない、というようなことを「中間とりまとめ(案)」に追記していただきたい。
- ・ 公債で資産形成をした場合、純資産は減少しないが、その分の純資産が潜在的に拘束

されるといったこと等を示すため、純資産がどのように変動したかを示すことは必要不可欠と考えている。地方公会計を推進するにあたっては、財源仕訳は一旦見直すことについて理解いただいていると考えているが、この着眼そのものは、依然として有効で、今後も持つべきものではないか。

- ・ 「中間とりまとめ(案)」の6ページの4ポツ目や8ページの3ポツ目に「注記や別表等」と記載されているが、財源情報は（財務書類の本表に準じた注記に記載するような）会計情報ではなく、財務書類とは別の別表等に記載すべきと考えている。前回研究会の「中間的なとりまとめ骨子(案)」においても、注記ではなく「別表等で」と整理されており、財源情報は別表等で示すこととするようお願いしたい。
- ・ 上記は、財務書類ではない別表に記載すべき財源情報は、財務業績から外すべきとの指摘であるが、財源情報は重要な情報であると考えている。これを注記又は別表のどちらで表示するかは、詳細な議論はできていない状況であり、今後、全ての地方公共団体に地方公会計を円滑に進めていくという観点から、今までの継続性も踏まえて検討していくべきではないか。
- ・ 「中間とりまとめ(案)」の5ページの5ポツ目等の③と、6ページの4ポツ目等の注記について削除した方がよいとの意見であるが、研究会の総意として削除することは無理ではないか。
- ・ 多くの地方公共団体は多額の補助金により資産を整備しているため、「中間とりまとめ(案)」の5ページの5ポツ目等の③は残しておいた方がよいのではないか。
- ・ 地方公共団体全体の地方公会計の推進という観点からは、財務報告の様式等は共通化すべきであるが、別途、各地方公共団体が住民や議会等にわかりやすく説明する際には、別の様式で説明しやすいようにすればよいのではないか。民間企業においても、報告が求められる有価証券報告書等の共通様式と、IR用等の独自の様式は全く違うものである。
- ・ 地方公共団体職員間で地方公会計に係る理解が進んでいない部分も少なくなく、公営企業で収支会計を企業会計にしていく動きが徐々に高まっている中で、公営企業の企業会計化（地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大）と地方公会計の推進を同時期に実施していくことは、地方公共団体の職員が減少している中で、負担面から困難と感じているが、「中間とりまとめ(案)」の12ページの（8）において、円滑に実務が実施できるよう配慮すべき旨を記載している点は、実務を担う地方公共団体にとっても心強いのではないか。
- ・ 基準の標準的な考え方を示すもので、強制力を付すといったことが想定されていない

段階としては、基準設定主体は現状のような形もあり得ると考えるが、実践を踏まえて修正していく、制度変更にあわせて基準を変えていくということも必要であり、そのような基準をしっかりとつくっていく機関が必要ではないか。

- ・ 現行では、出納整理期間に行われる取引を取り込んだ形で財務諸表が作成されているが、取り込まない形で作成すべきと考えている。大阪府では出納整理期間を除く要約財務諸表を附属明細表として作成しているが、このことを含め、取扱いの是非という話ではなく、企業会計とは違った処理が行われているという事実を、「中間とりまとめ(案)」に記載しておいた方がよいのではないか。

○「中間とりまとめ(案)」に関して、意見があった点を調整した上で、基本的に原案のとおりまとめることについて確認

○今後の進め方に関して、事務局から説明（「資料4」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 「固定資産台帳の整備等に関する作業部会(仮称)」について、複式簿記を実施すると固定資産台帳のみならず、各種台帳ができるということも踏まえた部会名とした方がよいのではないか。
- ・ 固定資産台帳の整備について、アセットマネジメント（資産管理）への活用を含めて作業部会で検討していくのかを整理した方がよいのではないか。
- ・ 時間が限られている中で、固定資産台帳の精度をどこまで求めていくかということについては、先行団体の事例を収集して、具体的なものをベースに議論を進めていった方がよいのではないか。
- ・ 債権管理については、財源確保や住民の公平性の観点からも必要不可欠であり、各種台帳の整備の中であわせて検討した方がよいのではないか。
- ・ 地方公会計や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、事務負担が重いとされる地方財政状況調査や公共施設状況調査といった調査があるが、それら全ては、結果的に地方公共団体の財務情報と財務以外の情報を整備あるいは報告して、今後の国全体・地方全体の運営に活用していくというものではないかと考えているが、中長期的には、報告制度的なものとして、地方公共団体に重複感・負担感の少ない形で、考えていった方がよいのではないか。
- ・ 2つの作業部会とあるが、有形固定資産の評価基準については、どちらで検討するのか整理する必要があるのではないか。